

寄付金に対する免税措置

社会福祉法人大乗会に対するご寄付は、税法上の優遇措置（寄附金控除）を受けることができます。

1、 個人の場合

社会福祉法人大乗会へのご寄付は、既存の「所得控除」の適用が受けられます。ご寄付された方は、確定申告の際に、「所得控除」を選択して下さい。実際の確定申告に際しては、お近くの税務署又はご担当の税理士、公認会計士へご相談下さい。

寄付金控除（所得控除）

① 優遇措置の内容・効果

課税前の所得金額から控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出します。

② 寄付金控除額

寄付金額（※1－2,000 円）

③ 手続時期

確定申告時（翌年 2 月 16 日～3 月 15 日）

④ 手続方法

寄付金控除に係る証明書（写）と寄付金受領証を確定申告書に添付して所轄税務署に提出してください。

⑤ 寄付金控除に係る証明書

公益増進法人証明書発行日から 5 年間有効です。

⑥ 減税額の例

【例】課税される所得金額（※2）が 500 万円の方が 10 万円を寄付した場合
[課税される所得金額（※2）：（所得金額）－（寄付金控除額）]×税率＝所得

税額

寄付金控除額 10 万円－2,000 円＝98,000 円

減税額 98,000 円×20%（注）＝19,600 円

所得税の税率については、平成 28 年度所得税額表（※3）を参考にしてください。

税率は、5%～45%までの 7 段階あります。

※1…年間の寄付金合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2…課税される所得金額は、所得金額（給与所得者の場合は、給与収入－給与所得控除額をいう。）から所得控除額（社会保険料控除、扶養控除など）を控除した金額となります。

※3…平成27年所得税額表（平成28年1月1日現在法令等）

課税される所得金額 (a)		税率(b)	控除額©
195 万円以下		5%	0 円
195 万円超	330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超	695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超	900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超	1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超	4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超		45%	4,796,000 円

＜所得税額の計算＞(a)×(b)－(c)＝所得税額

2、 法人の場合

企業等の法人から社会福祉法人大乗会への寄付金は、法人税の確定申告に際し、当該事業年度の損金に算入されますが、次の①と②では損金に算入される額が異なります。

① 特定公益増進法人（社会福祉法人等）に対する寄付金として寄付された場合は、一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入されます。

この寄付金による確定申告に際しては、社会福祉法人大乗会が発行した「寄付金受領証」を法人税申告書に添付して所轄税務署に提出して下さい。

② 静岡県共同募金会を通じ、寄付者が指定した社会福祉法人に寄付していただく受配者指定寄付金制度により寄付された場合は、寄付金全額が当該事業年度の損金に算入できます。

この寄付金による確定申告に際しては、社会福祉法人大乗会を経由してお送りします静岡県共同募金会発行の「寄付金受領書」を法人税申告書に添付して所轄税務署に提出してください。

個人住民税の優遇措置について

社会福祉法人大乗会に対する寄付金は、所得税の優遇措置を受けています。
つきましては、個人住民税（県民税、市民税）の寄付金が受けれます。

① 寄付金控除の手続き

住民税の寄付金控除は、所得税の確定申告を行うことにより、特別な申告をしなくても適用を受けることができます。

[参考]

確定申告を行う場合に必要な書類は、次のとおりです。

・ 寄付金受領証

ただし、所得税の確定申告を行わない方は、住民税の申告を行わなければ、寄付金控除を受けられません。

所得税の確定申告書の記載に関しては、第Ⅱ表の「住民税に関する事項」に「条例指定分」という区分があり、「都道府県」欄「市区町村」欄に、社会福祉法人に対する寄付金額を記載してください。

お問い合わせ先

社会福祉法人大乗会

法人本部新事業推進室（伊豆の国市社会福祉施設整備等）

〒411-0823

静岡県三島市御園580

特別養護老人ホーム御寿園（みその）

TEL 055-977-6200（代表）FAX 055-977-6201

（受付時間土日祝日を除く平日9:00~17:00）

E-mail: daijoukai@ny.thn.ne.jp

<http://www.daijoukai.com>